

愛知県指定東郷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東郷町社会福祉協議会が開設する東郷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することとする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問介護の基本方針として、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 東郷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

（2）所在地 東郷町大字諸輪字北山 158 番地 90

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 2 名以上（常勤専従）

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。

（3）訪問介護員等

ア 常勤換算方法で 2.5 名以上

イ 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）とする。

（2）営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（3）サービス提供日時 全日の午前 7 時から午後 10 時までとする。

（4）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(1) 身体介助

(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり18円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は愛知郡東郷町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。

2 研修計画の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6月以内

(2) 継続研修 年1回

3 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的の実施する。

4 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。